

## 阿波かつうらブランド商品開発業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領

勝浦町は、阿波かつうらブランド商品開発業務を委託するにあたり、次のとおり公募型プロポーザル方式に基づき募集及び選定を行うこととする。

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

阿波かつうらブランド商品開発業務

#### (2) 業務内容

別紙「阿波かつうらブランド商品開発業務 仕様書」のとおり

#### (3) 委託契約期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

#### (4) 委託料上限額

2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 参加資格要件

本プロポーザル方式に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の購入等の契約等に係る競争入札参加資格審査要綱第2条及び第9条の規定に該当しないこと。
- (3) 物品の購入等の契約等に係る競争入札参加資格審査要綱第3条の規定に基づき、一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書を提出し、競争入札参加資格者名簿に記載されていること。
- (4) 勝浦町暴力団等排除措置要綱第3条の規定に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申立て又は民事再生法（平成16年法律第75号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 法人格を有し、事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

### 3 企画提案書の作成及び提出方法等

#### (1) 提出書類及び部数

ア 参加申込書（様式第1号）	1部
イ 誓約書（様式第2号）	1部
ウ 会社の概要がわかるパンフレット等（任意様式）	1部
エ 同種又は類似関連業務の実績報告書（様式第3号）	1部

オ 業務実施体制報告書（様式第4号）	1部
カ 企画提案書（任意様式）	6部

※正本1部、副本5部とし、副本には会社名、ロゴマーク及び社名等が分かる表示は一切しないこと。

(ア) 様式

- ①表紙をつけること。
- ②書類は原則A4サイズとし、A3サイズの場合はA4サイズに折りたたむこと。
- ③枚数の制限はないが、要点を簡潔にまとめて作成すること。
- ④各頁下部余白に頁番号を付すること。
- ⑤図示及び着色は自由とする。

(イ) 記載事項（次に掲げる事項をわかりやすくかつ簡潔に全て記載すること。）

- ①企業（団体）の概要
- ②事業スケジュール
- ③別紙仕様書に基づく提案内容

キ 業務委託見積書（任意様式）※消費税及び地方消費税含む	1部
ク 直近の決算書又はこれに類する書類	1部
ケ 県税及び国税に未納がない旨の証明書	1部

(2) 提出期限

ア 参加申込書の提出期限

本プロポーザル方式に参加（企画提案書を提出）する場合は、令和8年6月26日（金）午後5時【必着】までに、3（1）ア～ウに記載する書類を提出すること。

イ 企画提案書等の提出期限

令和8年7月3日（金）午後5時【必着】までに、3（1）エ～ケに記載する書類を提出すること。

なお、郵送により提出する場合も同様とする。

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。（提出期限日必着）

なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

(4) 提出先

〒771-4395 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3番地  
勝浦町役場企画交流課

(5) 提出に関する留意点

ア 参加者は、企画提案書の提出をもって本要領及び仕様書の記載内容に同意したものとす。

イ 企画提案書は1者につき1提案とする。

ウ 企画提案書提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めない。ただし、書類の不足、不備の補完及び内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を依頼

することがある。

エ 提出書類が次のいずれかに該当する場合は、原則として、当該書類を無効とする。

(ア) 提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合

(イ) 虚偽の内容が記載されている場合

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(エ) 本要項及び仕様書に示した提案に関する要件に適合しない場合

オ 受託者は、受託する業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に町の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。

#### 4 質問の受付

##### (1) 受付期間

令和8年6月15日(月)から6月22日(月)午後5時【必着】まで

##### (2) 受付方法

ファクシミリ又は電子メールにより、「3(4)提出先」あてに質問票(様式第5号)を提出すること。なお、電話により着信を確認すること。

##### (3) 回答方法

参加申込者に対し、ファクシミリ又は電子メールにより回答を送付する。

#### 5 選定方法

(1) 本業務は、公募型プロポーザル方式により候補者を決定するものとする。

(2) 選定は、別に設置する選定委員会が行う。選定委員会は非公開とし、評価内容に関する質問や異議は受け付けない。

(3) 審査方法は、書類審査又は提出された企画提案書によるプレゼンテーションを実施する。あらかじめ設定した評価基準に基づき、選定委員会の委員が提案内容を総合的に評価、採点し本事業の実施にあたり最適な提案をした事業者を候補者として選定する。ただし、審査の結果によっては、いずれの参加者も候補者に選定しないことがある。

(4) 評価基準は、別紙「公募型プロポーザル方式選定評価基準表」のとおり。

(5) 評価結果は、企画提案書等を提出した全てのものに書面で通知する。ただし、審査の経緯については公表しない。評価結果に対する異議申立ては受理しない。

(6) 提案者が1者であった場合は、その提案内容を選定委員会において評価した上で採否を決定する。

#### 6 候補者との契約締結協議

(1) 契約については、審査により選定された優先交渉権者と町において協議を行った上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に定める随意契約により、当該業務に係る委託契約を締結することを前提とする。

- (2) 担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではなく、協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加及び変更等を行い、本契約の仕様に反映させることができる。この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は全て仕様書に規定されたものとみなし、受注者は履行の義務を負うものとする。
- (3) 契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額（見積額）を超えないこととする。ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りでない。なお、企画提案書に記載された内容については、見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。
- (4) 失格及びその他の理由により第1位の優先交渉権者との契約が不可能となった場合は、候補者選定において、次点の候補者と協議を行う。

## 8 選定スケジュール（予定）

令和8年6月15日（月）	募集開始
6月22日（月）	質問受付締切
6月26日（金）	参加申込締切
7月3日（金）	企画提案書の締切
7月中旬頃	選定委員会の開催（受託事業者の決定）
7月下旬頃	契約締結及び業務開始

## 8 その他

- (1) 本業務は、国の「地域未来交付金（地域未来推進型）」活用事業のため、3か年（令和8年度～令和10年度）の継続事業を想定している。なお、契約は単年度で実施するが、更新については、事業実績を考慮し町が判断するものとする。令和9年度及び令和10年度の委託料については、令和8年度と同額程度を想定しているが、現時点で予算成立していないため、確約するものではない。
- (2) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出書類の著作権は事業者に帰属するものとし、無断で使用することはない。ただし、本プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、企画提案書の複製、記録及び保存を行う。
- (5) 辞退する場合は、事前に連絡の上、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (6) 本企画提案において知り得た情報（周知の情報は除く。）は、本企画提案の目的以外に使用又は第三者に開示等漏えいしてはならない。

9 問い合わせ先

勝浦町役場企画交流課

〒771-4395 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田 3 番地

電話番号 0885-42-2552 ファクシミリ 0885-42-3028

メールアドレス [kouryu@town.katsuura.i-tokushima.jp](mailto:kouryu@town.katsuura.i-tokushima.jp)